

## 金沢大学令和6年能登半島地震の被災者への奨学金取扱要項

令和6年6月3日  
令和6年7月11日改正  
令和7年2月17日改正  
理事（教育担当）裁定

### 1. 目的

未来の能登復興の中心的な役割を担う金沢大学学生で令和6年能登半島地震の被害に遭った者への支援を目的とし、一日も早く元の生活に戻るよう奨学金を給付するもの。

### 2. 財源

この奨学金は、次の基金を財源とする。

- (1) 山岡清・由美子能登復興基金
- (2) 金沢大学能登復興未来創造基金

### 3. 対象

奨学金に申請できる者は、次の各号の一に該当する本学の正規学生とする。

- (1) 学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が災害救助法適用地域に居住し、かつ、市区町村長又は消防署長が証明する「罹災証明書」により、その家屋等が令和6年能登半島地震により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊及び一部損壊であると証明された場合
- (2) 学資負担者が令和6年能登半島地震により死亡又は行方不明の場合

### 4. 支援内容

- (1) 在学期間中において原則として1回限り、奨学金を以下のとおり給付する。

被災状況		奨学金	
① 学資負担者が死亡又は行方不明		40万円	
② 学資負担者の居住する自宅家屋が被害	建物の被害状況		建物（住家）損害割合
	全壊		50%以上
	大規模半壊		40%以上 50%未満
	中規模半壊		30%以上 40%未満
	半壊		20%以上 30%未満
準半壊	10%以上 20%未満	5万円	
一部損壊	10%未満		

- (2) 前号に定めるもののほか、理事（教育担当）が特に必要があると認めた範囲で給付する場合がある。

### 5. 申請手続等

申請手続等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申請は、別途定める方法で行うものとする。
- (2) 申請に係る学期の開始前6月以内に金沢大学学則（以下「学則」という）第70条又は金沢大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第41条の規定により懲戒（以下「懲戒」という。）を受けた者は、申請することができない。
- (3) 申請から申請結果の告知を受けるまでの間に学則第67条第1項又は大学院学則第37条第1項の規定により退学を届け出る場合及び懲戒を受けた場合は、当該申請を無効とする。

### 6. 給付等

- (1) 奨学金の給付は、提出された書類に基づき、理事（教育担当）が決定する。
- (2) 奨学金は、申請者が指定する預金口座に入金するものとする。40万円の給付を受ける者については、学期ごとに20万円を給付する。ただし、休学中の場合は当該学期には給付せず、復学した学期に給付する。
- (3) 奨学金の入金をもって、給付したものとする。

## 7. 決定の取消

- (1) 奨学金受給者が次の各号の一に該当する場合は、理事（教育担当）はその決定を取り消すものとする。
  - ① 申請の書類等に虚偽の事実があることが判明した場合
  - ② 給付を受ける学期中に懲戒を受けた場合
- (2) 前号の規定により取消処分を受けた者は、受給した奨学金の全額を取消しの日の属する月に納付しなければならない。

## 8. その他

この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、理事（教育担当）が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和6年6月3日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和6年7月11日から施行する。

### 附 則

この要項は、令和7年2月17日から施行し、令和7年1月1日から適用する。